

2004 年 12 月 28 日

各 位

株式会社みずほ銀行

内部管理体制の充実・強化に関する業務改善命令について

元行員がお客さまの預金を着服するという不祥事件の発生に対し、本日金融庁から業務改善命令を受けました。

当行は今回の業務改善命令を厳粛に受け止め、深く反省するとともに、お客さまをはじめ皆さま方に対しまして心からお詫び申し上げます。

今後、内部管理態勢の一層の充実・強化を図り、かかる不祥事の再発防止に全行をあげて取り組んでまいります。

記

1. 改善命令の内容

(1) 法令等遵守態勢を確立し健全な業務運営を確保するため、以下の観点から内部管理態勢を充実・強化すること。

ア．法令等遵守（コンプライアンス）に取り組む経営姿勢の明確化

イ．類似の不祥事件に対する抜本的な再発防止策の策定による全行的な法令等遵守態勢の確立

ウ．営業店における店舗外取次に係る日常的な相互牽制機能の強化

エ．内部監査機能の実効性確保

(2) 上記(1)に関する業務改善計画を 2 0 0 5 年 1 月 2 8 日までに提出し、以後、改善計画の実施完了までの間、その実施状況を 3 ヶ月ごとに報告すること。

2. 今後の対応

今回命令を受けた内容等を踏まえて策定する改善策を着実に実施することにより、コンプライアンス体制の充実・強化を図って参ります。

以 上